

平成 28 年 1 月 29 日

市内介護保険事業者 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

介護サービス事業所の指定の一部の効力の停止処分について

このたび、本市は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）の規定に基づき、下記のとおり処分を決定しましたのでお知らせします。

記

1 処分の対象となる事業者及び事業所

(1) 事業者

名古屋市守山区に所在する営利法人

(2) 事業所

名古屋市中村区に所在する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所

2 処分の内容

決定した処分	効力停止の内容	効力停止の期間
指定の一部の効力の停止	新規利用者の受入を停止する	平成28年2月 1日から
	介護給付費の請求の上限を7割とする	平成28年4月30日まで

3 処分の原因となる事実

(1) 不正請求

平成 26 年 6 月から平成 27 年 2 月の間必要な計画作成担当者が配置されていない状態であり減算に該当することを把握していたが、計画作成担当者が配置されているものとして書類を虚偽に作成し必要な減算を行わず介護報酬の請求を行った。（法第 78 条の 10 第 8 号及び第 115 条の 19 第 7 号に該当）

(2) 虚偽の変更届

平成 27 年 3 月 21 日付で計画作成担当者を変更するとした届出であったが、実際には平成 26 年 6 月から変更前の計画作成担当者は不在の状態であり、虚偽の内容を記載し本市に届出を行った。（法第 78 条の 10 第 13 号及び第 115 条の 19 第 12 号に該当）

問合せ先

施設指定係 電 話 9 7 2 - 2 5 3 9

指 導 係 電 話 9 7 2 - 3 0 8 7

F a x 9 7 2 - 4 1 4 7